

**令和2年度一般会計における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費**

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 44,524 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 729,251 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業区分		対象経費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	
				地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	198,786	143,194	5,354	50,238
	老人福祉事業	18,586	10,957	735	6,894
	児童福祉事業	150,444	64,542	8,273	77,629
社会保険	国民健康保険事業	74,282	22,800	4,958	46,524
	後期高齢者医療事業	123,534	16,611	10,298	96,625
	介護保険事業	130,704	7,039	11,910	111,755
保健衛生	保健衛生事業	7,878	226	737	6,915
	疾病予防事業	25,037	1,578	2,259	21,200
合 計		729,251	266,947	44,524	417,780

平成26年4月1日から消費税(国・地方)が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増額分について、その用途を明確化するとともに、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。また、令和元年10月1日から消費税が8%から10%に引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増額分についても、社会保障の充実に要する経費に充てることとされています。